

代表・特定社会保険労務士 山口 徹実
 特定社会保険労務士 倉井 舞

URL : co-js.com E-mail : info@co-js.com TEL 028-902-1500 FAX 028-601-7024

子ども・子育て支援金制度

令和 8 年 4 月から始まる新たな保険料負担「子ども・子育て支援金」。少子化の傾向に歯止めをかけ、日本の未来を支えていくための制度なのですが、その意義が十分に伝わっていなかったり、「独身税」という表現が用いられたり、制度が誤解されているケースもあります。また、事業主が全額負担する子育て支援のための税金「子ども・子育て拠出金」と名称が瓜二つであるため、混同されがちです。

今回は、子ども・子育て支援金制度について、意義や実務への影響、給与担当者のチェックリストを紹介します。

1. 子ども・子育て支援金とは

深刻化する少子化問題に対応するため、国が進める「こども未来戦略」の財源を確保する新制度です。年間約 1 兆円規模の安定財源を確保し、児童手当の拡充・妊婦支援・産後休業支援などの少子化対策に充てられます。

| | |
|------|---|
| 目的 | 児童手当の拡充、妊婦支援、産後休業支援など少子化対策の安定財源 |
| 徴収方法 | 既存の医療保険（健康保険）の仕組みを活用し、 保険料に上乗せして徴収 |
| 負担者 | 医療保険加入の 全世代 （会社員・自営業者・後期高齢者等）および企業 |
| 負担割合 | 会社員の場合、健康保険料と同様に 事業主と被保険者で折半 （各 50%負担） |

独身税という言葉が一人歩きしていますが、「子ども・子育て支援金制度」の実態との間には齟齬が存在します。子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとなっています。

また、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じないとされています。



2. 制度導入による実務への影響

社会保険料の実質的な引き上げ

令和8年度(2026年度)の支援金率は、被用者保険(協会けんぽ等)で 0.23% と設定されています。2026年度から2028年度にかけて段階的に引き上げられ、最終的に約 0.4%程度 になる見込みです。一部で健康保険料等の引き下げも予定されていますが、トータルでは会社・従業員ともに負担増となります。

給与だけでなく賞与にも支援金がかかる点、産休期間中や育休期間中は支援金が免除される点などは、健康保険制度や厚生年金制度と同様です。

被用者保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合)
-年収別の支援金額の試算(令和8年度)-

| 年収 | 被保険者一人当たり (月額) |
|---------|-------------------|
| 200万円 | 192円 |
| 400万円 | 384円 |
| 600万円 | 575円 |
| 800万円 | 767円 |
| 1,000万円 | 959円 |

注1 算出方法は以下のとおり。
・年収(標準報酬総額、毎月の給料とボーナスの合計額)に、国が示す一律の支援金率(0.23%)を掛けて年額を算出。
・年額を、12で割って月額にしたものに、1/2(本人拠出分)を掛けて算出。なお、同時に本人拠出分と同額(全体の1/2)を、事業主が負担。

後期高齢者医療制度
-年収別の支援金額の試算(令和8年度)-

| 年収 | 被保険者一人当たり (月額・50円丸め) |
|-------|-------------------------|
| 80万円 | 50円 |
| 100万円 | 50円 |
| 125万円 | 50円 |
| 150万円 | 50円 |
| 175万円 | 100円 |
| 200万円 | 200円 |

○ 単身世帯(年金収入のみ)の1人当たり支援金額

徴収開始時期のズレに注意

徴収開始は令和8年(2026年) 4月分保険料からですが、翌月徴収の会社では5月支払給与から天引き開始となります。健康保険料等の改定(通常3月分~)と時期がずれるため、**2ヶ月連続でシステム設定の変更が必要**になる可能性があります。また、賞与からも標準賞与額に支援金率を乗じて徴収されます。

3. 給与担当者の実務対応チェックリスト

| 項目 | 具体的な対応内容 |
|-----------|--|
| システム改修の確認 | 給与計算ソフトが支援金の自動計算に対応しているか確認。独立項目表示か健保料合算かの設定を検討。 |
| 給与明細の表示検討 | 法令上の義務はないが、政府は「支援金」として内訳記載を推奨。社内方針(分けるか合算か)を決定。 |
| 資金繰りの見直し | 社会保険料の納付総額が増えるため、財務部門と連携し法定福利費の予算・資金繰り計画を更新。 |
| 従業員への周知 | 「手取りが減る」ことへの不満を防ぐため、社内報や掲示板で制度の趣旨と徴収開始時期を事前に告知。(「こども家庭庁」を検索) |
| 免除者の管理 | 産休・育休中の保険料免除対象者は支援金も同様に免除。既存の免除処理が正しく適用されるか再点検。 |

以上